事業所の飲酒運転根絶取組強化

■ 令和4年4月1日より改正道路交通法施行規則が順次施行されます。令和3年6月28日、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい交通事故が発生ました。通学路における交通安全を脅かす交通事故はいまだ後を絶ちません。令和4年8月4日「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進など安全運転管理者業務の内容の拡充を図る」ことからになります。飲酒運転の根絶を図るための取り組みにより、道路交通法が改定、令和4年4月1日、そして令和4年10月1日からは「アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無」が必要になります。



令和4年 4月より 安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが

義務に立れます。

令和4年 4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認 する

運転者の酒気帯びの有無を確認すること

酒気帯びの有無について記録し、

記録を1年間保存 すること

令和4年 10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、

アルコール検知器*を用いて行う。

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を

常時有効に保持 すること

参考資料:警視庁

『てくのクテ』は、知っている方、知らない方を問わず、ITに関する色々な疑問???や、テクノ産業から皆さまにお伝えしたいことなどを配信したいと考えております。
-お問合せ先-

2022年5月 テクノ産業の休日カレンダー

火 日 月 水 木 金 土 2 5 3 4 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 24 25 26 27 28 22 23 29 30 31

GWに突入しちゃったてくのお!といってもてくのクテが届いたときは終わってると思うてくのお!終わってると思うてくのお!かどりが多くなり田んぼの田植えも終えたらにカエルの合唱も盛んになるてくのよう回、紹介したアルコール検知器協議会で認証番号を取得してる商品でデータ保存できるものとかあるけどデータ保存できないけどamazonとかでも安価な検知器があるてくのよ!だた検査前に10秒(それから息をかけて10秒待)

必要があるてくのぉ

TEL 0287-62-6010 FAX 0287-62-8998

E-mail: techno@tecowl.co.jp

- 那須高原の I T工房 -



〒325-0033 栃木県那須塩原市埼玉371-8 URL: https://www.tecowl.co.jp/

自動車を使用する事業所は <mark>安全運転管理者の選任が必須</mark> です!

安全運転管理者

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。 自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。 安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上 の自動車1台以上



その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く) は1台を0.5台として計算

安全運転管理者









交通安全教育

運転者の適性等の把握

運行計画の作成

交替運転者の配置









異常気象時等の措置

点呼と日常点検

運転日誌の備付け

安全運転指導

屋 出 出

- ●安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に 必要書類を提出してください。
- ●安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いた だくか警察署へお問い合わせください。

